

# 互助会からのお知らせ

## 医療補助金給付内容の変更について

令和6年5月10日付発行の「厚生部事業のお知らせ」にてお知らせしておりましたが、令和7年度から、以下の要因により、医療補助金給付内容を一部変更させていただきます。

今後も健全な運営を継続していくため、皆様にはご理解、ご協力のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

### [要因]

(1) 後期高齢者（75歳以上）医療制度の変更による支出の増加

- ・窓口負担割合に2割が新設されたことによる医療補助金支出額の増加（令和4年10月～）
- ・窓口負担割合が2割の方に対する配慮措置（急激な自己負担増を緩和するための時限措置）が終了することによる、当会医療補助金のさらなる支出額の増加（令和7年10月～）

(2) 振込手数料支出の増加（令和6年10月～）

- ・会員へ送金する際の振込手数料が、1件あたり最大123円に引き上げ（これまでは手数料無料）  
※振込手数料は当会負担

## 変更後の給付内容

医療補助金給付計算時の基礎控除額が変更となります。それに伴い、ひと月の給付上限額も変更されます。

これまで)

計算方法：（ひと月の自己負担額合計－6,000円）×70%（100円未満切捨）

ひと月の給付上限額：26,800円

令和7年4月受診分から)

計算方法：（ひと月の自己負担額合計－7,000円）×70%（100円未満切捨）

ひと月の給付上限額：26,100円

### <計算例>

ひと月に、次のとおり自己負担があった場合の計算例です。

外 来		入 院	自己負担合計
病院	薬局		
15,000円	10,000円	25,000円	50,000円

上記計算式に当てはめると、（自己負担額合計 50,000円－7,000円）×70%＝30,100円  
ただし、ひと月の給付上限（26,100円）を超過しているため、この場合の給付額は、26,100円となります。

※具体的な計算方法詳細については、令和7年4月発行予定の「厚生部事業のお知らせ」をご覧ください。